

# 公益社団法人日本眼科手術学会 代議員選挙等規程

## (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本眼科手術学会（以下、この法人とする）の定款第11条4項の規定に基づくこの法人の代議員の選挙方法に関する事項を定める。

## (選挙管理委員会)

第2条 代議員の選挙の実施にあたっては、選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会業務は、この法人及び立候補者と関連のない第三者機関に委嘱する。

(1) 業務委託業者は、公募する。

(2) 業務委託業者は、理事会において決定する。

(3) 業務委託業者は、この法人と別途定める業務委託契約書を締結しなくてはならない。

## (代議員選挙)

第3条 代議員選挙は立候補制とし、正会員による選挙を行う。

2 代議員の定数は、31名以内とする。

3 選挙実施年度の年会費を別に定める納付期限までに収めた正会員は、代議員の選挙権、及び被選挙権を有する。

4 選挙の日程は別途定める。

## (立候補)

第4条 代議員に立候補する者は、以下に定める所定の届出用紙に必要事項を記入し、期日までに選挙管理委員会に提出する。

(1) 立候補届出書（別紙1）

(2) 就任後の職務遂行同意書（別紙2）

2 代議員の立候補は専門分野別とし、次の通り分類する。

(1) 涙器・涙道

(2) 眼瞼・眼窩・眼形成（・視神経）・眼腫瘍

(3) 角膜・結膜・強膜

(4) 屈折矯正手術

(5) 緑内障

(6) 白内障

(7) 網膜・硝子体

(8) 小児・斜視

(9) 手術一般

3 代議員に立候補が承認された者は、以下の内容を文書（A4サイズ1ページ、12ポイント）にまとめ、選挙管理委員会に提出する。

(1) 氏名、所属、専門分野（必須）

(2) 医学系大学入学からの履歴（必須）

(3) 立候補事由及び就任後の抱負等の有権者に向けたメッセージ（任意）

(投票及び当選等)

第5条 代議員に分野別に各1名の枠を設け、代議員立候補者数が1名の分野は無投票当選とする。

- 2 立候補者がいない分野は、その任期中は欠員とする。
- 3 代議員選挙の結果は、開票集計後、速やかに全会員に通知されなければならない。
- 4 代議員選挙の結果とは以下の項目を指す。
  - (1) 総投票数
  - (2) 有効投票数
  - (3) 無効投票数とその理由
  - (4) 当選者別得票数
- 6 代議員に欠員が出た場合でも、繰り上げ当選は行わない。
- 7 代議員選挙の結果に対して、会員は、一か月以内に異議申し立てを行うことができる。

(理事の選任)

第6条 代議員選挙の異議申し立て期間が終了し、当選代議員が確定した後、定款第23条の規定に基づき、理事を代議員の中から総会の決議によって選任する。

- 2 理事は下記の資格を満たさなければならない。
  - (1) 立候補届出年に連続8年以上の会員歴があること
  - (2) 専門分野の眼科手術に関する筆頭著者論文を含め、5編以上の業績があること
  - (3) 選挙実施年の8月1日時点で満65歳以下であること

(監事の選任)

第7条 監事は、理事長が候補者2名を推薦し、定款第23条の規定に基づき総会の決議によって選任する。

- 2 前項の候補者のうち、1名は弁護士もしくは司法書士の有資格者であることを要し、他1名はこの法人の正会員とする。

(改正)

第8条 この規程の改廃は、理事会の議決を経なければならない。

附則

この規程は、平成25年10月31日から施行する。

(平成25年10月31日理事会決議)

令和3年4月8日一部変更

(令和3年4月8日理事会決議)